

「大谷石文化」の一般向け書籍制作・出版業務委託
プロポーザル実施要領

宇都宮市大谷石文化推進協議会

1 業務の概要

(1) 件 名

「大谷石文化」の一般向け書籍制作・出版業務

(2) 業務内容

本業務は、宇都宮市（以下「市」という。）に連綿と培われてきた、日本遺産「大谷石文化」の歴史や採掘産業に携わった人々の営み等を、市民をはじめ国内に分かりやすいかたちで普及させるため、宇都宮市大谷石文化推進協議会（以下「協議会」という。）が依頼する執筆者の原稿を編集し、一般向け書籍の出版及び全国販売を行うものである。

(3) 選定方法

随意契約を前提とした、公募型プロポーザル方式により、指定の様式を用いて提案いただき、審査の上、最も優れた作成能力のある者を、随意契約の候補者として選定する。

(4) 公募方法

宇都宮市ホームページ（<http://www.city.utsunomiya.tochigi.jp/>）に本実施要領等を掲載し、提案を公募する。また、宇都宮市教育委員会事務局文化課（市役所１２階）でも配布を行う。

(5) 契約期間

契約締結日から令和５年３月３１日まで

(6) 予算限度額

１，０００，０００円（消費税及び地方消費税を含む。）

※ この金額は予定価格を示すものではなく、提案内容の規模を示すため、参考として、業務履行に要する経費として示すものである。

※ この金額を超えた提案は「失格」とし、提案内容の評価は行わない。

(7) スケジュール（予定）

※このスケジュールは、変更する場合がある。

内 容	日 時
公募の開始	令和４年５月１６日（月）
質問書の提出期限	令和４年５月２７日（金）１７時まで
参加申込書の提出期限	令和４年５月２７日（金）消印有効
質問書に対する回答	令和４年６月 １日（水）
企画提案書及び見積書提出期限	令和４年６月１４日（火）１７時まで
提案に係るプレゼンテーション	令和４年６月２８日（火）協議会が指定する時刻
審査結果の通知	令和４年７月 ５日（火）
契約締結・業務開始	令和４年７月１１日（月）以降

(8) プロポーザルに係る事務を担当する部局の名称、所在地及び連絡先

宇都宮市大谷石文化推進協議会

事務局：宇都宮市教育委員会事務局文化課内（担当：柳川・星野・中野）

〒３２０－８５４０ 栃木県宇都宮市旭１丁目１番５号

電 話：０２８（６３２）２７６６ ＦＡＸ：０２８（６３２）２７６５

E-mail：u4607@city.utsunomiya.tochigi.jp

※ 受付時間は、市の閉庁日を除く各日午前９時から午後５時までとする。

2 参加資格

本件プロポーザルに参加する者は、以下の条件を全て満たすものとする。

- ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- イ 宇都宮市入札参加停止等措置要領の措置基準に基づく入札参加停止期間又は入札参加保留中ではないこと。
- ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申し立てがなされていない者または民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申し立てがなされていない者であること。ただし、手続き開始の決定後、宇都宮市長が別に定める入札参加資格の再認定を受けた者を除く。

3 参加申請書等の提出

(1) 参加申請

本件プロポーザルへの参加を希望する者は、次のとおり、「参加申込書」を提出しなければならない。

- ア 提出書類 参加申込書（様式1） 1部
- イ 提出期限 令和4年5月27日（金）（郵送の場合は消印有効）
- ウ 提出場所 宇都宮市教育委員会事務局文化課 ※1(8)参照
- エ 提出方法 持参又は書留郵便にて送付すること。

(2) 資料の提供

参加申請書を提出した者には、提案書作成のために以下の書類を提供する。

- ア 提供資料
 - ・ 「大谷石文化学」の連載編集及び市民講座運営等業務委託仕様書
- イ 提供資料の取り扱いについて

提供資料は、令和4年6月14日（火）までに持参又は郵送にて返却すること。また、必要に応じて提供資料を複写したときは、それらも含めて返却すること。

(3) 質問及び回答

質問については、「質問書」を作成し提出すること。質問は仕様書等に関するものに限り、評価基準の配点等、審査に支障をきたすものは受け付けないものとする。

- ア 提出書類 質問書（様式2）
- イ 提出期限 令和4年5月27日（金）17時までに電子メールで送付
- ウ 提出場所 宇都宮市教育委員会事務局文化課 ※1(8)参照
- エ 提出方法 電子メールにより提出することとし、複数回にならないようなるべくまとめて提出すること。それ以外の方法による提出は認めない。
- オ 回答方法 質問に対する回答は、令和4年6月1日（水）に、全ての参加者（参加申込書に記載された連絡先）に、電子メールにて回答する。
なお、質問に対する回答は、本要領に対する追加又は修正とみなす。

4 企画提案書の作成

企画提案書は、業務仕様書を熟読の上、次のとおり作成すること。

(1) 提出書類（別紙「企画提案書等の作成にかかる留意事項」参照）

- ア 様式3～7を1冊に綴じた提案書（紙媒体）……………10部
- イ 参考見積書（税込み）……………1部
業務履行に要する費用を見積もり、積算内訳を明らかにした上で、参考見積書に記載すること。
- ウ イの参考見積書（税込み）のコピー……………9部
- エ 会社（組織）概要……………2部

(2) 提案のための費用負担

提案に係る費用は、全て提案者の負担とする。

(3) 提案書の提出辞退

提案の辞退を希望する場合は、提案書の提出期限までに辞退届を書面にて提出すること。なお、辞退は自由にでき、辞退による不利益は生じない。

(4) その他

- ア 提案書の取り扱い
 - ・ 提案書の提出後、提案書記載内容の追加及び変更は認めない。ただし、宇都宮市大谷石文化推進協議会（以下「協議会」という。）が提案書の差し替え、変更又は取り消しを認めたときは、この限りではない。
 - ・ 提出された提案書等は一切返却しない。
 - ・ 提出された提案書等は複製する場合がある。
- イ 提案書の公開等
 - ・ 提案書等は、宇都宮市情報公開条例の対象行政情報となるため、情報公開請求により公開する場合がある。そのため、技術情報等、公開されることにより提案者が不利益を被る恐れのある情報が含まれないように注意すること。
- ウ 秘密の厳守
 - ・ 本プロポーザルにより知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。

5 提案書の提出及びプレゼンテーション審査の実施

(1) 提出

- ア 提出期限 令和4年6月14日（火）17時まで（郵送の場合は必着）
- イ 提出場所 宇都宮市教育委員会事務局文化課 ※1(8)参照
- ウ 提出方法 提出する提案は1案とし、持参又は郵便書留にて提出すること。それ以外の方法による提出は認めない。

(2) 提案のプレゼンテーション

- ア 日時及び場所 令和4年6月28日（火）
※ 時間及び場所は、別途指定し連絡する。
- イ 説明時間等 持ち時間20分程度（説明10分程度、質疑応答10分程度）とする。
- ウ 説明資料等 提案書を使用する。なお、パソコン、プロジェクター、スクリーンは協議会で

用意したものを使用する。(パソコンについては、提案者の機器使用も可とする。)

6 提案内容

(1) 表現方法

提案書の表現については、専門的な知識を有しない者でも理解できるよう、分かりやすいものとする。

(2) 業務実施のための提案

ア 実施方針

業務目的を達成するための考え方を記載すること。

イ 経験・実績

これまでに行った本業務に類似する業務の実績があれば記載すること。

ウ 実施スケジュール

具体的な作業スケジュールや業務量の見込みを記載すること。

エ 仕様書に関する提案

参加申請後に提供する「仕様書」に記載する「業務内容」の各項目に沿って提案内容を記載すること。

オ その他

仕様書の要件を満たした上で、業務目的達成のための効果的な提案や、本業務を実施する上での強みやアピールする点がある場合は、記載すること。

7 提案内容の評価項目

提案書の評価については、以下の基準により総合的に行う。

ア 業務体制・実績 …………… 15点

イ 企画提案内容 …………… 70点

① 本の装丁・デザイン …………… 20点

② 販売予定価格 …………… 15点

③ 宣伝広報 …………… 15点

④ 販売委託方法 …………… 20点

ウ プレゼンテーション …………… 5点

エ 見積価格 …………… 10点

オ 地域経済貢献度 …………… 5点

8 失格事項

以下の事項に該当した場合は、失格とし、審査を行わないものとする。

ア 提出書類に虚偽の記載をした者

イ 提出期限までに所定の書類を提出しなかった者

ウ 提案プレゼンテーションに参加しない者

エ 審査結果の発表までに本要領に定める参加資格に該当しなくなった者

オ その他「実施要領」の諸条件に違反した者

9 審査結果の発表

- (1) 審査結果については、令和4年7月5日（火）付けで参加者に書面で通知する。
- (2) 選定されなかった者は、その理由について説明を求めることができる。説明を求めるときは、通知を受けた日の翌日から起算して、7日（ただし、市の閉庁日を含まない。）以内の、各日午前9時から午後5時までに審査結果の通知を持参の上、書面で申請するものとする。なお、これに対する回答は、後日、文書により行う。
- (3) 審査結果に対する異議申し立ては受け付けない。

10 契約

- (1) 提出された提案書、提案のプレゼンテーション等に基づき審査を行い、優先順位を定めた後、最優先順位の者と随意契約を締結する予定である。
- (2) 契約手続き及び契約書は、宇都宮市契約規則の定めるところによる。
- (3) 協議会は、契約締結後においても契約業者の本提案における失格事項又は不正と認められる行為が判明した場合は、契約を解除できるものとする。

11 その他

この要領は令和4年5月16日（月）から適用し、選定された者と契約を締結した日の翌日にその効力を失う。